

## 【質問票1】

質問は3問です。

以下の質問につきまして、該当するものへの○と可能であれば詳細の内容ご記入をお願いします。

なお、“**新市政**”とは、立候補ご予定者様の市長就任後の新たな市政全体を指します。立候補ご予定者様のマニフェストが実現されることを前提としてご回答ください。また、現市政へ対する提言(実現すべき理想の状態)としてのご回答も可能です。

(1) 改正された「協働のまちづくり条例」を基に新市政でさらに協働をすすめられますか？

はい     いいえ     その他(詳細は以下に)

市民の力で「協働のまちづくり条例」を全面改正され、市民の願いが具体的に施策として盛り込まれた条例になっていることは実に素晴らしいことだと思います。条例を改めて読ませていただきました。目的等に規定されているように、多様な主体が地域づくりの当事者として、課題解決に取り組むことができるよう、その環境整備に努めたいと思います。協働は目的でなく方法・手段であると考えますが、民主主義の原点は、こうした方法や手段が公開され、共有され、活用されることにあると思います。民主主義と住民自治の視点をもって、推進していきたいと考えます。具体的な施策については皆様のご意見をお聞きしながら、一緒に検討してまいります。

(2) ESDの流れをさらに活かし国際的にもリーダーシップを発揮し続けるためにも、国際的な目標であるSDGs(持続可能な開発目標)について積極的な取り組みを新市政ですすめられますか？

はい     いいえ     その他(詳細は以下に)

「国際的なリーダーシップを発揮し続ける」ことが目的とは考えていませんが、ESDに先進的に取り組んできた岡山市だからこそできることがあるのではないかと思います。地球規模で考え、岡山市という地域での実践を広げていくことが大切だと考えています。行政目標としてだけでなく、企業や市民団体などにもSDGsを意識した取り組み目標をもつことで、持続可能な地球と地域づくりができるのではないかと考えます。具体的な取り組み案はまだもちあわせてはいませんが、まずは、総合計画についてSDGsの観点で見なおしてはどうかと考えています。皆様のご意見をいただきながら取り組み方を検討していきたいと思います。

(3) 総務省が提案する地域運営組織のような、小学校区単位程度の地域組織による地域課題解決の仕組みづくりをすすめられますか？

はい     いいえ     その他(詳細は以下に)

「総務省が提案する地域運営組織のような…」については、まだ十分な見識を持ち合わせていませんが、住民自らが、地域課題を見出し解決するために、子どもからお年寄りまでが「歩いて」つながりあうことのできる基本的な生活圏での地域組織のあり方が大変重要であると考えます。それは住民自治の力が発揮できる組織づくりともいえると思います。みなさんと一緒に地域課題解決の仕組みについて検討してまいりたいと考えます。

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

可能でしたら、続けて質問表2へのご回答もお願いします。

《 記 》

質問票 2 は以下の 6 つの項目で構成しております。本項目は全国の都道府県及び主要市を対象に定期的に行われている「協働環境調査」(※)の調査項目をベースに、少子高齢化が進み社会が変化していく中で、市議会、行政、市民がそれぞれ対等な立場で効果的に役割を果たし、協働していく新市政のために不可欠と考える細目毎の質問としております。

※正式な名称は「都道府県、主要市における NPO との協働環境に関する調査」。全国調査の実施主体は IHOE[人と組織と地球のための国際研究所]及び全国の NPO 支援センターです。岡山では、同内容の調査を 2010 年度・2013 年度・2016 年度と県内のすべての市町村を対象に岡山 NPO センターにおいて実施しております。

No.	項 目	細 目
1	協働をしくみにするためのプロセスについて	(1)協働環境を向上するために、指針や条例の策定など、推進し評価する体制をどのように構築するか。 (2)協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開するか。 (3)協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへ市民がどのように参画するか。
2	しくみが効果的に活用されるための整備について	(1)協働の推進を担当する部署をどのように機能させるか。 (2)職員の全庁的な育成方針をどのように定めるか。 (3)全庁的な協働の推進体制が整えられるか。 (4)庁内で協働事例は共有・活用されるか。
3	しくみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしくみについて	(1)市民(NPO)からの提案を受け入れる工夫について。 (2)協働事業、協働先の選定方法について ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開するか。 イ) 審査機関へどのように市民が参画するか。 ウ) 選考結果をどのようにフィードバックするか。 (3)協働事例をどのように公開・活用するか。 (4)しくみを普及するために、NPO と共に学び、互いに育つ仕組みをどのように構築するか。
4	協働事例の評価・ふりかえりについて	協働事例の評価・ふりかえり、制度の改善をどのように行うか。
5	協働に関する情報の発信・整備について	(1)自治体のウェブサイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開するか。 (2)協働環境を向上するために、どのように NPO 等の情報を整備・公開するか。
6	指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について	(1)指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民はどのように参画するか。 (2)指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法は。

※あらためてのお願い

この公開ご質問状は、立候補ご予定者の皆様の新市政へと、高まる NPO 関係者からの大きな期待が込められています。当法人ではこれまでも岡山県及び県内市町村のすべての首長選挙について質問状へのご協力をお願いしております。本当にお忙しいところ恐縮ですがご回答へのご協力をお願いいたします。

## 【質問票2】

以下の質問につきまして、各選択肢より現在お考えの施策に最も近い内容をお選びいただき、○をお付け下さい。〈自由記述欄〉へはご施策に関するより具体的な目標や期間等のご記入をお願いします。なお、“**新市政**”とは、立候補ご予定者様の市長就任後の新たな市政全体を指します。立候補ご予定者様のマニフェストが実現されることを前提としてご回答ください。また、現市政へ対する提言(実現すべき理想の状態)としてのご回答も可能です。

**※ひとつの質問につき、最も当てはまるものを一つお選びください(【5】-(1)のみ複数回答可)。**

立候補~~ご予定~~者さまお名前: 矢引 りょうすけ

### 【1】 協働をしくみにするためのプロセスについて

#### (1) 協働環境を向上する指針や条例の策定など推進し評価する体制をどのように構築しますか？

協働を体系的に進めるにあたり、まずは根拠法令の整備が必要です。協働を進めるための法的根拠の整備と、その推進・評価体制の整備について、お考えを聞かせてください。

〈方針としてあてはまる番号に○をおつけください〉

0	NPO との協働に関する指針や条例を策定する予定はない。
1	首長の公約や年度の基本方針に、NPO との協働の推進を掲げる。
2	NPO との協働に関する指針や条例の策定についての検討を行う。
3	NPO との協働に関する指針や条例の策定にむけて既に準備を行っている。
4	NPO との協働に関する指針または条例のどちらか一方がすでに策定されている。
5	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し評価する体制を整備し、ウェブサイトで公開を行う。
6	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し評価する体制を整備し、中期的な推進計画を策定するとともにウェブサイトで公開する。

#### 〈自由記述欄〉

岡山市では協働を推進するための条例が整備され、具体的な施策や推進計画も策定され、その進捗状況の評価もされる体制になっていると聞いています。これからは具体的な協働が積み上げられ、広げられ、市民はもちろんのこと職員の間でも共有されることが必要です。また、協働の取り組みを一層ひろげていくためには、補助や委託、指定管理などの諸制度や運用について協働の視点で点検していくことが必要です。

#### (2) 協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開しますか？

協働を推進するためには、指針・条例づくりの段階から市民に公開し市民とともにつくることが重要です。指針や条例の策定のあゆみを市民にどれだけ公開されるか、お考えを聞かせてください。

〈方針としてあてはまる番号に○をおつけください〉

0	公開は行わない。
1	検討する会議体の開催年月日、議案のみ公開する。(冊子のみ)
2	ウェブサイトにて、決定事項と経緯の要約を公開する。
3	報告書や公開用資料として、閲覧可能な状態とする。(経緯を閲覧可能とする)
4	ウェブサイトで検討・条例策定段階の摘録を公開する。
5	ウェブサイトで検討・条例策定段階の摘録が公開され、策定までのプロセスが順を追って、わかりやすく理解できるよう公開する。

#### 〈自由記述欄〉

協働のまちづくり条例の制定過程については、市民協働推進サイトにわかりやすく掲載されており、大変勉強になりました。「協働をしくみにするためのプロセス」だけでなく、他の様々な施策においても、できるだけわかりやすく、その策定過程等が公開されるように努めるべきと考えます。

(3) 協働をしきみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへの市民参画をされますか？

指針や条例の策定及びその後の運用の評価・見直しに、市民がどれだけ・どのように関わるか、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	市民が参画する予定はない。
1	指針等の試案を市民に開示し、意見を求める機会を設ける。(パブリックコメントなど)
2	指針等を検討する会議体が活動中の団体に意見を求める。 または、指針等を検討する会議体に公募ではない市民委員が参画する。
3	指針等を検討する会議体に市民委員を公募する。
4	指針の策定時には公開の場で試案作成段階から意見交換を行うが、進捗の検証や見直しでは公開の場での意見交換を行う予定はない。
5	指針の策定と見直しを検討する会議体(公募の市民委員を含む)が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換を行う場を設ける。
6	指針の策定と見直しを検討する会議体(公募の市民委員を含む)が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換し、委員でない市民や団体にも意見を求める機会を設ける。

<自由記述欄>

現行の条例のもとで、公募委員を含む会議体により推進計画の評価や見直しがされることも規定されているようです。会議体だけでなく、幅広い市民や職員にも意見をいただきながら、よりよいものにしていく姿勢が大切だと考えます。

【2】しきみが効果的に活用されるための整備について

(1) 協働の推進を担当する部署をどのように機能させますか？

協働の実践を進めるには、指針や条例があるだけでは不十分です。協働を推進する部署(市民からの協働の提案を受け止める窓口)の設置について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	機能は設けない。
1	市民からの協働の問い合わせに対応するための担当を配置する。
2	市民からの協働の提案に対応する制度・担当を設ける。
3	市民からの協働の提案を検討して回答する制度・担当を設ける。
4	制度に基づき、担当者としてNPOの具体的な政策協議の場を随時設ける。
5	制度に基づき、担当者としてNPOの具体的な政策協議の場を定期的に設ける。

<自由記述欄>

協働の窓口が市民からの提案をきちんと受け止めることができるだけでなく、担当課と協議でき、提案内容をきちんと共有できるようにしていくことが大切だと思います。必要な時に随時協議の場が設けられるような柔軟な運営が必要かと思いますが、定着するまでは定期開催の方法も有効だと考えます。

また、幅広い市民団体のからの提案がいただけるよう、NPOのみなさんのネットワークや、協議の仕組みづくりも必要なのではないのでしょうか。貴センターのご活躍を期待します。

(2) 職員の全庁的な育成方針をどのように定められますか？

よりよい協働を実践していくためには、全職員が協働の考え方を理解すると共に、職員間でその理解を共有する必要があります。職員に対する研修等について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

※以下、現業職を除く事務系職員を「全職員」としています。

0	協働に関して、全職員を対象とした情報提供を行う予定はない。 (協働担当部署職員のための研修など)
1	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、または、一部の職員が研修を受ける。
2	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、かつ、一部の職員が研修を受ける。
3	全職員のほとんどが上司または担当部署から、協働の進め方に関する説明を受ける。
4	全職員の20%以上または管理職の30%以上が、着任後2年間以内に、協働に関する研修を受ける。
5	全職員の30%以上または管理職の50%以上が、着任後2年間以内に、協働に関する研修を受ける。
6	全職員の50%以上または管理職の70%以上が、着任後2年間以内に、協働に関する研修を受ける。

<自由記述欄>

管理職については、着任後2年以内に協働の研修を受け、すべての職員に協働の進め方に関する資料が配布され、2年に1度は全職員が協働の研修を受けることができるようにしていきたいと思っております。現場職員も含め毎年50%の職員が協働について学ぶことは大変なことだと思っておりますが、単に協働事業がしやすい部署の職員研修とにならないようにしていきたいと思っております。協働の研修は、時代をとらえ、市民等とどのように向き合い、力をあわせることができるようになるのかという研修であり、つまり職員の姿勢を見直す機会となると考えるからです。研修内容については皆様のご意見もお聞きしながら検討していきたいと思っております。

(3) 全庁的な協働の推進体制を整えますか？

地域の課題は多岐に渡り、一つの部署で対応しきれないケースも多く見られます。その解決には全庁的な情報共有・協働推進が重要です。全庁的な整備について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	全庁的な推進体制を整える予定はない。
1	協働を推進するための手引きを作成する。
2	多くの部署を対象とした協働推進のための会議または学習会が随時開催される。
3	多くの部署を対象とした協働推進のための定例会議(または学習会)が開催される。
4	全部署に協働推進担当者を任命し、または協働案件を検討するための関係部署による調整会議を随時開催するなど協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。
5	全部署に協働推進担当者を任命し、協働案件を検討するための関係部署による調整会議を定期的に開催するなど協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。

<自由記述欄>

本来は協働推進担当者がいなくても、課題解決のための横断的な情報共有と協力体制があり、必要な時に随時調整会議が開催される風土を築いていくことが大切だと思います。定着させるために、当面各部署に他の部署との調整や連携を生み出していく担当者を置き、研修も兼ねた定期開催も有効な方法だと思います。

(4) 庁内で協働事例は共有・活用されますか？

庁内で協働に関する理解を促進するためにも、実施した協働事例は公開し、次のステップとしての資料として活かすことが必要です。庁内における事例活用の方法について、お考えを聞かせてください。

＜方針としてあてはまる番号に○をおつけください＞

0	協働事例の収集・共有を行う予定はない。
1	協働事例が知りたい場合は市民活動の担当部署に尋ねればわかる状態とする。
2	協働事例集を年に1回程度、作成・配布する。
3	協働事例がいつでもデータベースで検索できるよう整備する。
4	協働事例集を教材として、庁内で学習会を開催する。
<input checked="" type="radio"/> 5	協働事例をもとに、市民も参加しての学習会を開催する。

＜自由記述欄＞

協働事例が共有され活用されるために、職員も市民を検索して活用できるようホームページへの掲載を行いたいと思います。また市民と一緒に、事例について学び合うことで、市民と職員との相互理解も深まるものと考えます。

【3】しくみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしくみについて

(1) 市民(NPO)からの提案を受け入れる工夫をされますか？

市民からの提案を重要視し、その提案を積極的に受け入れる体制をどのように整備されるかについて、お考えを聞かせてください。

＜方針としてあてはまる番号に○をおつけください＞

0	提案を受け止めた後の対応を制度化する予定はない。 (パブリックコメント、首長への手紙等の窓口のみ設ける)
1	市民活動団体に対する補助・助成制度のみ設ける。
<input checked="" type="radio"/> 2	予算編成の前後に、協働に関する年間事業説明会を開催する。
3	特定部署が示す特定テーマについてのみ、市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある)
4	特定部署に対してのみ、広く市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準は明示されている)
5	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる。 (部署ごとに提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある)
6	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる。 (全庁共通の提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある)

＜自由記述欄＞

市民と職員との間で十分議論され、提案と協議の手続きを定めていくことが必要だと思います。予算的な担保については、議会審議など必要な手続きがあるので「担保がある」ということは言えませんが、予算化にむけたテーブルにのせていく必要があるのではないかと思います。6を目標としながら、当面2の年間事業説明会を開催していきたいと思っています。

(2) 協働事業、協働先の選定方法について

ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開されますか？

協働事業および協働先の選定は、自治体とNPO等が相互理解を形成するプロセスであることを意識して実施することが重要であり、それが公平性の確保にもつながります。審査手順・基準の事前公開、また事後の結果公開についての実施予定について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	手順・基準は事前に公開せず、結果のみ公開する。
1	手順のみ、事前に公開する。
2	手順・基準ともに事前に文書で公開する。
3	手順・基準を事前に公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。
<input checked="" type="radio"/> 4	事前に手順や基準、そして応募に際しての質問やその回答を公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。

<自由記述欄>

よりよい協働の関係や取り組みが広がっていくためには、取り組みの担い手が育つことが大切だと思います。ご指摘の審査の手順や基準、過程や結果の公開はみなさんが育ちあう視点をもって実施されることが大切なのではないでしょうか。その方法や内容については市民と職員一緒に考えていくことが必要だと思います。

イ) 審査機関へどのように市民が参画するようにしますか？

審査委員会等における委員公募の考え方についてお聞かせください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	市民の参画予定はない。
1	協働案件の審査機関に市民委員が参画している(公募は行わない)。
2	補助・助成制度のみ、審査委員を公募する。
3	協働施策を検討・審議する機関に、市民委員が参画する(公募は行わない)。
4	協働施策を検討・審議する機関に、市民を公募する。
5	協働案件の審査または協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。
<input checked="" type="radio"/> 6	協働案件の審査および協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。

<自由記述欄>

専門性や多様性を担保した審査機関を設置する責任があると思いますが、それと同等に市民に開かれた機関とするため、基本的には可能な限りどのような審査機関にも公募委員を検討すべきと考えます。とりわけ協働事業に関しては、前問((2)ーア))の欄にも記載したとおり市民と職員と育ちあう視点から必要であると考えます。

ウ) 選考結果をどのようにフィードバックされますか？

合否の結果にとどまらず、将来の協働相手となり得る NPO 等の事業力の向上に結び付けることを意識したフィードバックが行われるご予定、選考結果の公開内容、公開方法について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	採択・不採択の結果のみ通達する。
1	審査委員の代表から、総括コメントを示す。
2	事前に示された審査基準に基づく採点結果を、申請者に通達する。
3	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを、各申請者に通達する。
4	事前に示された審査基準に基づく採点結果または、審査員からのコメントをすべての申請者について公開する。
<input checked="" type="radio"/> 5	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを、すべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
6	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントおよび審査過程をすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。

<自由記述欄>

選考の結果がきちんと公開されることは、審査の公平性を担保するとともに、これから事業に取り組みたいと考える団体や行政などを育てていくことにつながると考えます。審査会での自由な意見交換を大切にしたいとも考えるため、審査過程については一定の整理が必要だと考えます。

(3) 協働事例をどのように公開・活用されますか？

協働事業は、一般的な行政の事業より積極的に公開することで、市民の参加・協力や、他の協働事業や協働環境の改善を促さなければなりません。一般市民の観点での事例の公開・活用の考え方について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	協働事例を公開する予定はない。
1	ウェブサイト以外の方法で協働事例を公開する(閲覧・取り寄せ可能など)。
2	協働事業の名称のみの一覧表を、ウェブサイトで公開する。
3	協働事例の概要がわかる一覧表を、ウェブサイトで公開する。
<input checked="" type="radio"/> 4	協働事業の発表会・報告会を毎年開催する。
5	協働事例の詳細がわかる報告書をウェブサイトで公開する。
<input checked="" type="radio"/> 6	事業評価結果を含む、協働事例の詳細がわかる報告書をウェブサイトで公開する。

<自由記述欄>

4、6の両方が必要と思います。協働事例は広く市民の皆様と共有し、学び合うことが必要であり、ウェブサイトでの公開とともに、直接事例から学び合うことができるよう報告会の開催が有効だと考えます。



(4)しくみを普及するために、NPO と共に学び、互いに育つ しくみをどのように構築されますか？

NPO と「共に育ち」「共に学ぶ」という観点での取り組みについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	育成の機会を設ける予定はない。
<input checked="" type="radio"/> 1	協働に関する、各種制度・施策の説明会を行う。
2	NPO の事業力を育てる機会を設ける。
3	庁内の主要部署と NPO が、協働事業の進め方について協議する場を随時設ける。
4	庁内の主要部署と NPO が、協働事業の進め方・評価について協議する場を常設する。
5	庁内の主要部署と NPO が、協働事業の評価や中期計画について協議する場を常設する。

<自由記述欄>

ひとつに絞ることが難しいですが、まず着手する順位は、協働に関する制度や施策の説明会の開催です。同時に、NPOの事業力を高める機会を設け津必要性も感じています。その内容や方法については皆様のご意見をお伺いしながらすすめていきたいと思ひます。個別の協働事業に関しては随時、進め方や評価を協議しながら進めていくべきと考えます。協働の仕組みや制度、評価や計画についてもNPOの皆様と一緒に考えていく場をつくり、市民と職員とが一緒に育ちあえる機会としていきたいと思ひます。

【4】協働事例の評価・ふりかえりについて

協働事例の評価・ふりかえり、制度の改善をどのように行われますか？

協働事業の評価・ふりかえりは、次の協働事業を検討・実施する際のヒントとなり、よりよい協働の実現につながります。事業実施後の評価・ふりかえりの実施と、その結果が次年度の事業や制度の改善に生かされているかどうかについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	評価を実施しない。
1	NPO と自治体のそれぞれが評価を行うが、共有しない。(事務事業評価のみなど)
2	受益者や関係者などの評価を行うが、共有しない。
3	NPO と自治体のそれぞれが評価を行い文書レベルで共有する。
<input checked="" type="radio"/> 4	受益者や関係者などの評価も合わせて、NPO と自治体がふりかえりの機会を複数回(中間と終了後など)設ける。
5	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が、次年度の事業の立案や実施に反映される。
6	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が公開され、次年度の事業と制度の改善に反映される。

<自由記述欄>

事業の成果、効果を確認するとともに、よりよい事業にしていくためにも評価、ふりかえりをどのように実施するのがとても大切です。事業を実施したNPOと自治体だけでなく、受益者や関係者などの評価も併せて実施されることがより有効だと考えます。6を目標としながら、どのような方法で実施できるのかを、皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

【5】協働に関する情報の発信・整備について

(1) 自治体のウェブサイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開されますか？

ウェブサイトに協働の情報がどれだけ公開されるか(協働先にとって本当に必要な情報がタイムリーに公開されるか)について、お考えを聞かせてください。

＜方針としてあてはまる□に✓をおつけください ※複数選択可能＞

<input checked="" type="checkbox"/>	協働の原則、基本方針を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	過去の協働事業の一覧表を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	協働事業の提案方法を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	今後の協働の進めかた、促進のための具体的な施策を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー(おおむね1週間以内)に開示する。

＜自由記述欄＞

情報が公開、発信されるとともに、活用できるような仕組みが必要だと思います。みなさんと一緒に考えていきたいと思っています。

(2) 協働環境を向上するために、どのように NPO 等の情報を整備・公開されますか？

協働を促すために NPO 等の情報を整備し、広く公開されるかどうか、公開情報の質や速度、使いやすさについて、お考えを聞かせてください。

＜方針としてあてはまる番号に○をおつけください＞

0	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、担当部署での書面閲覧で公開する(ウェブサイトでは開示しない)。 (同法の適用を受けない自治体では、「基本的な情報を開示しない」)。
1	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、ウェブサイトで公開する。
2	団体名・代表者名・連絡先・定款・活動報告書といった基本的な情報に加え、各団体の活動実績や事業・行事・催事などの案内をウェブサイトで紹介する。
3	特定非営利活動法人だけでなく、ボランティア・サークル、町内会・自治会などの地縁団体など幅広い団体について、基本的な情報をウェブサイトで閲覧できる。
4	基本的な情報や実績・案内に加え、自治体などとの協働実績が公開される。
5	団体情報を団体自らが編集・加筆などを行うことができ、変更が発生する都度、情報が最新のものに更新される。
6	団体一覧や検索結果などをダウンロードすることができる。また、公開されている情報を SNS 等で共有できる。

＜自由記述欄＞

団体間の相互交流をすすめることができるために、団体が直接、編集・加筆できることやSNSの活用も検討することができるのではないかと思います。現時点では様々な団体の活動状況ができるだけ具体的に伝わるサイトがよいのではないかと思います。活用される団体の皆さんのご意見かも聞きながら検討します。

**【6】指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について**

**(1) 指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民参画はどのようにされますか？**

各施設において指定管理者の選定プロセスに市民が参加するか、また、選定プロセスおよび選定結果についての情報公開がされるかについて、お考えを聞かせてください。

＜方針としてあてはまる番号に○をおつけください＞

0	市民の参画予定はない。
1	制度設計や審査制度について、パブリックコメントのみ実施する。
2	すべての施設に共通する基本指針の策定に市民が参画する。
3	指定管理の対象となる 20%以上の施設・事業について、制度設計または、審査機関に、公募の市民が参加する。
4	指定管理の対象となる 20%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に、公募の市民が参加する。
5	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に、公募ではない市民が参加する。
6	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に、公募の市民が参加し、その経過・結果をウェブ上で開示する。

＜自由記述欄＞

民間の知見やノウハウが生かされ柔軟できめ細かなサービスの提供が可能になることを前提として指定管理者制度が検討されるべきと考えます。安易な指定管理者制度の実施は、事業者においても不安定雇用の拡大などにつながりかねない危惧があります。  
本来の指定管理者制度の優れた点が十分に活かされるよう、市民参画での制度設計を検討し、市民参画で審査ができるようにしていくことが必要だと考えます。

**(2) 指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法はどのようにされますか？**

指定管理者導入後の当該事業・施設の運営状況について、点検・評価の機会があるか、また、その機会に市民が参加するののかについて、お考えを聞かせてください。

＜方針としてあてはまる番号に○をおつけください＞

0	監査・評価機関は設けない。
1	監査・評価機関は設けるが、市民の参画は予定しない。
2	10%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関について市民が参画する。
3	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
4	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。
5	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
6	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。

＜自由記述欄＞

指定管理者制度の本来意義が発揮されるように、制度全体を見直していくことが必要だと思います。ご指摘の市民参画の制度化は大切なことだと思います。

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。